

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 労働法の基礎 (2) 労働者の豊かさを実現する労働法の二つの取組み

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

労働法の基礎 (2) 労働者の豊かさを実現する労働法の二つの取組み

(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働者の豊かさを実現する労働法の二つの取組み

労働法は、労働者の生活向上へ二つの道筋を示しました。

その一つは、国家(社会)が強制して労働条件の最低基準を示したことです。

もう一つは、労働者の生活は労働者自身の問題であるから、労働者が自主的に主体的に運動し、自らの力で向上させることです。

この自らの力の発揮方法として「労働組合」で団結し、その団結力を背景に対等性を担保し、団体交渉(労使協議)を通じて労働条件の維持改善を図るということです。

したがって、力の行使についても一定の秩序維持を基盤に実力行使(ストライキ・デモ・集会など)を認めています。



労働三権とは

1. 団結権 (労働者がまとまり結束すること) → 労働組合を結成すること。
2. 団体交渉権 (労働者の代表が団結を背景に対等の関係で協議すること)
3. 団体行動権 (デモやストライキなど団体で示威行動すること)

労働三法とは、労働法の中で、中心的な核となる法律のことで、

①労働基準法。 ②労働組合法。 ③労働関係調整法。 以上の三法律を言います。

要でしょう。

労働者が人間としての生活の立場から保障したものの憲法第二十七条の権利と法第二八条の労働三権を基本人権と同じように、「労働基本権」と称しています。

したがって、労働基本権をえる場合、憲法第二五条の「生存権」から各条文との関連をえることが必要です。

近年話題となつています最賃(最低賃金法による)と生活保護世帯の生活給の月例金比較で、労働の最低賃金が下つた状況にあることから問題されていますが、その根底にこのような生存権の保障、すなわち最低限度の生活を営む権利が労働の場で侵害されているのではないかとこの疑義があるのと言います。

私たちは労働の今日的意義を含め、労働者の経済的地位の上にもっと関心を持つことが

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📍 サイトマップ 📍 このサイトについて 📍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**